

成長・発展ワーキング・グループ 運営規則（案）

平成 26 年 3 月 6 日
「選択する未来」委員会
成長・発展ワーキング・グループ

（ワーキング・グループの運営）

第1条 「選択する未来」委員会成長・発展ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の議事の手続その他ワーキング・グループの運営に関しては、法令及び経済財政諮問会議運営規則に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

（主査）

第2条 主査は、ワーキング・グループの事務を掌理する。
2 主査がワーキング・グループに出席できない場合は、ワーキング・グループに属するメンバー（以下「メンバー」という。）のうちからあらかじめ主査の指名するものが、その職務を代理する。
3 主査は、必要があると認めるときは、内閣府設置法第22条第1項第7号に掲げる議員及び「選択する未来」委員会会長の出席を求めることができる。

（メンバーの欠席）

第3条 メンバーがワーキング・グループを欠席する場合は、代理人をワーキング・グループに出席させ、又は他のメンバーに議決権の行使を委任することはできない。
2 ワーキング・グループを欠席するメンバーは、主査を通じて、ワーキング・グループに付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 ワーキング・グループは、メンバーの過半数が出席しなければ、これを聞くことができない。
2 議事は、出席したメンバーの過半数をもって決し、可否同数の場合には、主査の決するところによる。
3 主査は、ワーキング・グループの議題等により必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、メンバーの過半数が出席しない場合であっても、ワーキング・グループを開くことができる。

(議事内容等の公表)

第5条 主査は、ワーキング・グループにおける議事の内容等を、ワーキング・グループ終了後、遅滞なく、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。

- 2 前項の規定に基づき議事要旨を公表する場合は、原則としてワーキング・グループ終了後1週間以内に作成し、公表する。
- 3 ワーキング・グループにおいて配付された資料は、原則として会議終了後に公表する。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、議事要旨等の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、主査がワーキング・グループの決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができます。

(雑則)

第6条 この運営規則に定めるもののほか、ワーキング・グループに関し必要な事項は、主査が定める。